

* よくあるご質問 （令和2年度 第2回募集について）

1 申請について

【若手・女性リーダー応援プログラム助成事業申請の方のみ】

Q 1-1 数年前に起業して法人登記し、ネットショップ上で商品を販売している。実店舗をはじめて開設しようとして計画しているが、助成対象となるか。

（回答）

募集要項 P.2「4 申請要件（1）イ」に記載のとおり、法人での助成対象とはなりません。本助成事業は、「個人」に焦点を当て、地域をけん引する将来のリーダーを手厚く支援することで、商店街の活性化を図る事業です。そのため、創業予定の個人や個人事業主を対象としています。

Q 1-2 法人の代表者が個人事業主として申請できるのか。

（回答）

1-1の回答のとおり、創業予定の個人や個人事業主を対象としており、例え、今回申請する業種が経営している法人の業種と異なっても、対象としておりません。

【若手・女性リーダー応援プログラム助成事業、商店街起業・承継支援事業 共通】

Q 1-3 申請エントリーをしたが、実際にエントリーがされているか確認したい（教えてほしい）

（回答）

申請エントリー完了の確認については「企業 MY ポータル」の「利用履歴」からご確認頂けます。

企業 MY ポータル URL:

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/sme/TES/TES1C0Scr01X/TES1C0Scr01XInit.form>

Q 1-4 都内商店街の中に商店街連合会等は含まれるか。

（回答）

商店街連合会等、複数の組織が連合して作られたものは除きます。

Q 1-5 一般社団法人や一般財団法人は対象となるか。

（回答）

一般社団法人や一般財団法人は対象外となります。

他にも、特定非営利活動法人（NPO法人）、事業協同組合、商工組合、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人及び任意のグループなども対象とはなりません。

Q 1-6 個人（個人事業主）で申請し、助成対象期間中に法人設立したい場合はどうか。

（回答）

可能です。ただし、申請者本人が代表者であり、単独で発行済株式総数又は出資総額の2

分の1超を所有又は出資していること等、申請者本人が実質的に経営していることが必要です。

Q 1-7 共同経営者がいるが、複数の名前で申請できるのか。

(回答)

申請不可です。本助成事業では共同経営を対象としていませんので、申請者は個人であれば1名、法人であれば1社で申請してください。

Q 1-8 法人経営者が、既存事業と同一の業種で新たに個人事業主として申請できるか。

(回答)

申請不可です。申請者が代表・役員・従業員等として関わっている事業の単なる事業拡大（いわゆる「2号店」出店等）ではないことが必要です。申請者が法人又は個人事業主で、既存事業と新規事業が募集要項 P.25 の「業種確認表」の小分類で異なる業種であり、かつ新規事業の業種が公社の指定業種に該当すれば「多角化」区分で申請可能です。

Q 1-9 昼間はパソコン教室、夜間は学習塾やカルチャースクールを開業したい。2つの業種を申請することは可能か。

(回答)

申請可能です。店舗で複数事業を同時に実施し、公社の指定業種に該当していれば対象となります。

Q 1-10 経営知識の習得研修とは具体的にどのような研修か。

(回答)

経営者となる上で必要となるスキルを習得する研修です。具体的には会計・経理等の財務、ITスキル、人事管理、人材育成、マーケティング、コスト管理、販促活動などになります。

Q 1-11 店舗運営に係る実務研修とは具体的にどのような研修か。

(回答)

店舗を運営する上で必要となるスキルを習得する研修です。具体的には店内レイアウト、商品陳列、商品知識、サービス内容や販促活動の企画、コミュニケーションスキルの他、食品衛生責任者等、開業にあたって必須となる資格取得も含まれます。業種によって必要となるスキルは異なりますので、必要な研修を選択して受講してください。

Q 1-12 経営研修を受講したが修了証は発行しないとのこと。受講を証明するものとして受講証で代用できるか。

(回答)

受講証と受講時に配られた資料（一部のページの写しで可）で代用可能です。修了証、受講証、配布資料以外で受講を証明する書類を提出される場合は事前にご相談ください。

Q 1-13 内装工事の見積書は総額のみが記載されたものでよいか。

(回答)

総額のみが記載された見積書でも受理可能です。ただし、各工事の項目やそれぞれの費用がわかる内訳書（例：仮設・解体工事、給排水設備工事等）や、パース図等の工事図面を申請時に添付していただくことで、以下のメリットもございますので、揃えられるようでしたら是非ご用意ください。

- ・ 受付時に対象外経費が含まれていることがわかる
- ・ 審査時に具体的な工事内容や店舗イメージが伝えられる

Q 1-14 新たに店舗を借りる場合、申請時に賃貸借契約を締結していなければいけないのか。

（回答）

契約をする必要はありません。ただし、契約をしなかった場合、助成金の審査結果が判明した段階では既に当該物件が他事業者には押さえられ開業できない、ということもありますのでご注意ください。なお、本助成金は賃貸借契約に限り、申請より前に契約締結したものが有効としていますので、詳細はQ 3-3をご参照ください。

Q 1-15 自分が開業する店舗がどの商店街に該当するかどうやって調べればよいか。

（回答）

出店予定の区市町村に照会してください。申請される場合は、商店街の代表者等から出店の承諾を得る必要があるため、代表者等の連絡先なども教えてもらってください。

Q 1-16 面接審査（2次審査）は行いますか。また行う場合は対面ですか。

（回答）

現時点では予定のスケジュール及び対面形式で準備を進めております。ただし、今後のコロナ感染症の拡大状況や国や都の対応次第では、変更となる可能性もあります。変更となる場合は、速やかにメール等にてご連絡を差し上げます。

Q 1-17 不採択になった場合、再度申請することは可能か。

（回答）

申請可能です。ただし、申請時に店舗賃貸借契約を締結済みの方は、「Q 3-3」に記載の通り「申請月より溯って3か月より以前」の契約となり助成対象外となる場合がございます。なお、不採択となった理由等の個別のお問い合わせにはお答え致しかねますので、予めご了承ください。

2 助成対象事業について

Q 2-1 全ての業種が助成対象となるか。

（回答）

全ての業種が助成対象となるわけではありません。対象となる業種は募集要項 P. 25～P. 28の「申請業種確認表」で該当している業種のみです。

Q 2-2 自分の業種を確認したい場合はどうしたらいいか。

(回答)

総務省のホームページ「日本標準産業分類第 13 回改定」でご確認ください。小分類だけでは判断がつかない場合は、細分類で確認してください。「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」(<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>) では、業種検索もできますので、そちらもご利用ください。

【事業承継の方のみ】

Q 2-3 事業承継の承継者は身内以外の者でも申請することは可能か。

(回答)

申請可能です。

Q 2-4 代表権を有している先代経営者が複数名いる場合、その中の一人が承継者に代表権を譲渡することは事業承継に該当するか。

(回答)

該当しません。代表権を有する者の一人が承継者に代表権を譲渡する場合は代表者の一部交代となります。ただし、代表権を有する者全員が承継者一人に代表権を譲渡する場合は事業承継であり、助成対象となります。

Q 2-5 承継者が既存事業を引き継いだ際に、同じ店舗において、助成金の対象となる既存事業以外の新規事業も始めた場合は、事業承継に該当するか。

(回答)

客観的に見て既存事業を主として行うことがわかる場合は該当します。また、新たに始めた事業が公社の指定業種に該当する場合は、その新規事業も助成対象になります。

3 助成対象経費について

Q 3-1 新たに借りる物件が住居専用物件であるが、一部改装して店舗として開業したい。店舗部分の改装工事や店舗賃借料は対象経費となるか。

(回答)

用途変更が法的に問題なく、住居部分と店舗部分が明確に区分されている場合は店舗部分のみが対象となります。

Q 3-2 設備・備品の購入種類が多くなってしまうが、全て記載しなければならないか。

(回答)

助成対象経費として申請するものは全て記載する必要があります。申請書上の「12 助成事業の資金計画 (2) 経費区分別明細」に記載する行が足りない場合は行を追加して記載してください。助成対象経費として申請しないものについては記載不要です。

Q 3-3 交付決定前に店舗の賃貸借契約を締結しても助成対象となるか。

(回答)

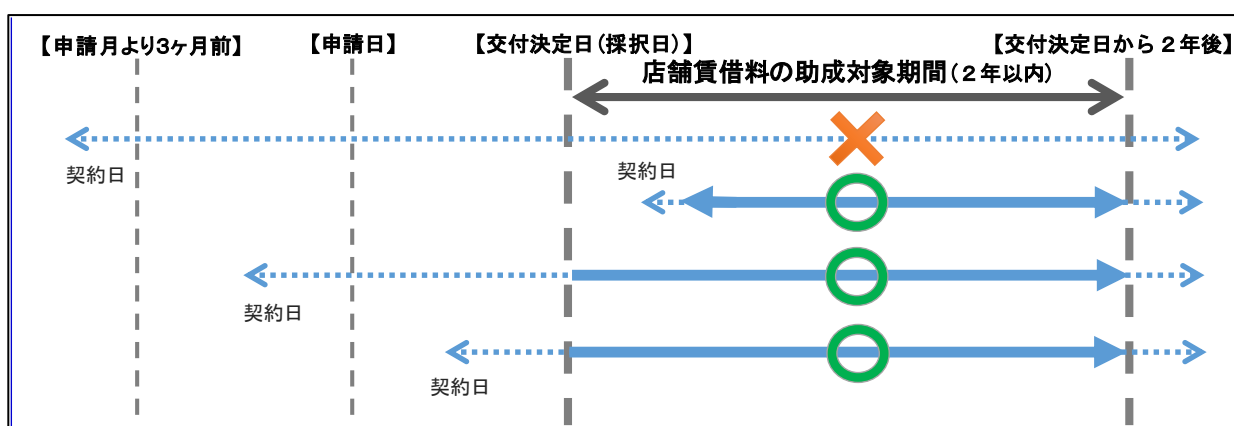
商店街での物件を確保するため、店舗賃借料に限り、申請書提出前に賃貸借契約を結んだものも助成対象となります(申請書を提出した月より遡って3か月以内の賃貸借契約を助成対象とします)。

ただし、対象経費として認められるのは交付決定日以降の賃借料となります。

また、前述対象期間より前に賃貸借契約を結んでおり、本申請にあたり、新たに賃貸借契約を結び直している場合は対象となりません。(☞次ページ図参照)

なお、「事業承継」区分で、既存店舗を引続き賃借する場合は、店舗賃借料は助成対象となりません。(☞募集要項 P.14 店舗賃借料 エ)

(図)



Q 3-4 店舗の賃貸借契約以外でも、申請前に結んだ契約が助成対象となる場合はあるか。

(回答)

ありません。内装工事契約、設備や備品の売買契約など、店舗の賃貸借契約以外は全て交付決定日以降に契約を締結したものが対象となりますのでご注意ください(店舗の賃貸借契約についてはQ 3-3を参照)

4 その他

Q 4-1 申請時に仮契約していた物件が、採択後に契約ができなくなってしまった。他の商店街の空き店舗で再度契約し、助成を受けることは可能か。

(回答)

助成を受けることはできず、事業中止となります。ただし、同一商店街内の空き店舗であれば公社承認の上、助成対象となります。

Q 4-2 開業前に日程や対象者等を限定としたプレオープンはしていいのか。

(回答)

交付決定日以降であれば正式な開業日前にプレオープン日等を設けていただいても構いません。その際、販売も可能です。

Q 4-3 助成金はいつ交付されるのか。

(回答)

開業後（事業所整備費・実務研修受講費）と、交付決定日から 1 年経過後（店舗賃借料 1 年目）、交付決定日から 2 年経過後（店舗賃借料 2 年目）の 3 回に分けて交付されます。精算払いになるので、事前に十分な資金計画をたてておく必要があります。